

参加者の有無を確認する公募手続に係る公示書

令和8年1月19日

福岡市こども未来局こども家庭課

1. 公募の趣旨

本業務については、子どものアドボカシー（権利擁護、意見表明支援、代弁等）について、児童相談所や児童養護施設等の職員ではない第三者が、児童養護施設等や里親に一時保護又は措置された子どもの意見表明を支援することによって、子どもの意見表明権の実現を図るとともに、関係機関による子どもへの適切な支援を促進するものである。アドボケイト（意見表明支援員）の養成・育成やアドボカシー（意見表明支援、代弁等）活動など業務実施において、専門性を有する必要があるため、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の公募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合、応募者があっても4. の公募要件を満たすと認められる者がいない場合、公募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続に移行する。

なお、4. の公募要件を満たすと認められる者がいる場合は、企画競争を実施する予定である。

2. 請負契約等の概要

(1) 請負契約等の件名

子どもの権利サポート事業業務委託

(2) 委託契約等の内容

- ・アドボケイト（意見表明支援員）の養成・育成
- ・アドボカシー（意見表明支援、代弁等）活動
- ・意見への対応促進業務

(3) 履行期間（予定）

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3. 参加資格

参加意思確認書を提出する者は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入

札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間でないこと。ただし、当該公募手続の結果行うこととなった指名競争入札等の手続期間において、「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間が終了していると判断されるものを除く。

4. 公募要件

- (1) 市内に事務所を有すること。
- (2) 本業務を円滑に遂行できる安定的で健全な財務能力を有していること。
- (3) 下記に該当しないこと。
 - ①法人等又はその代表者が、市町村税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの
 - ②法人等又はその代表者が、指定暴力団の構成員その他集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の違法行為を行うおそれがあるもの
 - ③その他、事業者として社会通念上ふさわしくないもの
- (4)直近3年間以内（令和5年度、令和6年度、令和7年度）に、同種又は類似の業務を国、地方公共団体から受託し、確実に履行した実績を有すること。
- (5) 本事業を的確に実施できる組織、人員等を有すこと。

5. 手続等

- (1) 公募説明書の配布期間、配布場所及び配布方法等
 - ① 配布期間
令和8年1月19日（月）～令和8年2月2日（月）まで
(閉庁日を除く、毎日、10時～12時、13時～17時まで)
 - ② 配布場所
こども未来局こども健やか部こども家庭課
所在地 福岡市中央区天神1丁目8番1号
電話 092-711-4238 内線1759
担当 本城
 - ③ 配布方法
配布場所において配布します。
 - ④ 配布書類
公募説明書、参加意思確認書
- (2) 参加意思確認書の提出期間、提出場所及び提出方法
 - ① 提出期間
令和8年1月19日（月）～令和8年2月2日（月）まで
(閉庁日を除く、毎日、10時～12時、13時～17時まで)
 - ② 提出場所

(1) ②に同じ。

③ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に委託契約等の履行に必要な要件を満たすことを証する書類を作成・添付し、提出期限までに直接持参すること。

(3) その他

- ① 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。
- ② 参加意思確認書を提出した者に対して、審査結果を通知する。
- ③ ②の通知で、委託契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、事業所管局に対して、委託契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。

6. 問い合わせ先

こども未来局こども健やか部こども家庭課

所在地 福岡市中央区天神1丁目8番1号

電話 092-711-4238 内線1759

担当 本城

7. 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなつた当該業務の企画競争を中止する場合がある。

8. その他詳細は公募説明書による。